

6高福第2060号  
令和6年8月16日

各高齢者施設等管理者様

愛知県福祉局高齢福祉課長

### 非常災害対策に係る計画等について（通知）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に伴う政府としての特別な呼びかけについては、令和6年8月15日をもって終了しましたが、昨今大規模な災害の発生がみられる中、高齢者施設・事業所においては、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、日頃から備えておくことが重要です。

介護保険法や老人福祉法に規定される高齢者施設・事業所には、防災に関する主な計画として、「非常災害対策計画」の作成及び避難訓練の実施、「消防計画」の作成等が義務付けられています。

さらに、水防法、土砂災害防止法、津波法で被災のおそれのある地域に所在する要配慮者利用施設として市町村地域防災計画に記載された施設・事業所においては、「避難確保計画」を作成し、市町村への提出及び避難訓練を実施することが義務付けられています。

また、介護サービス業務継続のための計画として、令和6年4月から「業務継続計画（BCP）」の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられており、業務継続計画（BCP）を策定していない場合、「業務継続計画未実施減算」の対象となります。（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売は対象外。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については1年間の経過措置あり。）

これらの計画等は、実際に災害が起こった際に利用者の安全が確保できるよう、また、サービス提供の維持・継続ができるよう、実効性のあるものとすることが重要です。

各施設・事業所においては別紙一覧表を参考に、必要な計画が策定されているか確認し、策定されていない場合は速やかに手引き等を参考に策定してください。また、既に策定している施設・事業所にあっても、各施設・事業所の状況にあわせた実効性のある内容となっているか定期的に見直しを実施してください。

また、別紙国事務連絡を参考に災害時に備えたライフライン等の点検、飲料水や食材等の備蓄など、日頃から業務継続に必要な対策を講じるようお願いします。

担当 介護保険指導第一グループ  
電話 052-954-6289  
担当 施設グループ  
電話 052-954-6287